情報の消去とプロバイダの責任制限

2015.04.16. 小向 太郎 Taro KOMUKAI, Ph.D. 情報通信総合研究所 取締役主席研究員

1. 問題となる場面

- 1-1. 消去を求める法的根拠
- 1-2. プロバイダの責任制限に関する制度
- 1-3. 関係事業者の位置づけ

2. 米国通信品位法

- 2-1. 通信品位法の免責規定
- 2-2. Zeran v. America Online
- 2-3. 検索サービスに関する裁判例

3. 制度の比較

- 3-1. EU電子商取引指令の責任制限
- 3-2. Google v. Louis Vuitton Malletier
- 3-3. 情報の消去と責任制限(まとめ)

1. 問題となる場面

1-1. 消去を求める法的根拠

○ 消去等の法的義務が発生するか?

不法行為責任	法定の作為義務	その他
·発信者(作為) ·媒介者(不作為)	・個人情報保護制度 ・その他の特別法	・人格権 等

○ 責任制限の対象となるか?

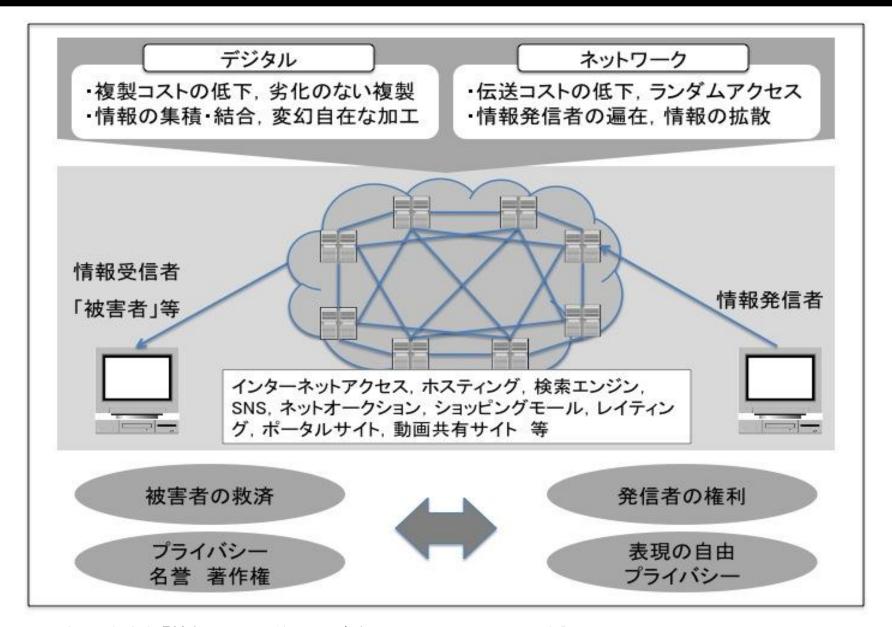
責任制限	救済手段
・認識ある場合等への限定 ・原則免責 等	・発信者への照会・発信者情報開示等

1-2. プロバイダの責任制限に関する制度

	CDA (アメリカ)	DMCA (アメリカ)	電子商取引指令 (EU)	プロバイダ責任制限法(日本)
対象分野	名誉毀損・わいせ つ等	著作権侵害	権利侵害一般	不法行為一般
ISP 等 の 媒 介者責任	ほぼ全面的免責	サービス態様(ア クセス・キャッシン グ・ホスティング・ 検索サービス)ご との責任制限を明 示	グ・ホスティング)	善意無過失・対処 手段のない場合
削除寺を行うことによる 青任	仃つた仃為には頁 任なし(グッド・サ マリタン冬項)	ティクタロシ 薩	規定なし	権利侵害があると 信じるに足る場合 のみ免責、発信者 に照会の上削除 等を行う手続
発 信 者 情 報 開 示 請 求	なし(一般のディス カバリ手続)	文書提出命令	迅速な措置を可能 にする手続を要請	発信者情報開示 請求権

出典:小向太郎『情報法入門(第3版)デジタル・ネットワークの法律』NTT出版(2015)176頁

1-3. 関係事業者の位置づけ



出典:小向太郎『情報法入門(第3版)デジタル・ネットワークの法律』NTT出版(2015)140頁

2. 米国通信品位法

2-1. 通信品位法の免責規定

○ 1996通信法の一部として成立した通信品位法(CDA)は、青少年保護に関する規制(違憲訴訟により一部違憲)や、プロバイダの責任について定めている

定義(双方向コンピュータサービス)	コンピュータサーバへの複数のユーザによるコンピュータへのアクセスを提供または許可する全ての情報サービス、システムまたはアクセスソフトウェアのプロバイダ((f)(2))
他者の発信情報に 関する免責	双方向コンピュータサービスのプロバイダまたはユーザは、自分以外のコンテンツプロバイダによって提供された情報について公表者(publisher)や表現者(speaker)として扱われてはならない((c)(1))
「グッドサマリタン」 条項	双方向コンピュータサービスのプロバイダまたはユーザは、違法な情報に対して削除等の措置を取ることに関しては、善意で自発的に取られる限りにおいては責任を問われない((c)(2))

Ocentrications Decency Act of 1996, 47 U.S.C. § 230.

(参考)通信品位法(CDA)成立以前の係争例

○ 通信品位法成立以前には、会員の情報発信に積極的に関与している事業者はその内容について責任を問われ、内容に関与していない事業者はその内容について責任を問われないとした裁判例がある

Stratton Oakmont v. Prodigy Servs. Co.

- プロデジー社のフォーラムサービス 「マネートーク」に、ある投資銀行が不 正を働いているというメッセージが掲 載されたことに対してプロデジー社を 提訴
- 電子掲示板の内容を編集者によって 監理していると公言、問題となる言葉 を含むメッセージを掲載する前に取り 除くフィルタ(ソフトウェア)を設置した ることなどから、公表者(publisher)で あるとして責任を肯定

Cubby, Inc. v. CompuServe Inc.

- コンユーサーブ社の「オンライン・ ディスカッション・フォーラム」にキュービー社(雑誌社)を中傷する 発言に関してコンピューサーブ社を提訴
- フォーラムの運営を他の会社に 委託しており内容に関与していないことなどから、流通者 (distributer)であるとして責任を 否定
- Stratton Oakmont v. Prodigy Servs. Co., 1995 N.Y. Misc. Lexis 229 (Sup. Ct. 1995).
- Cubby, Inc. v. CompuServe Inc., 776 F. Supp. 135(S.D.N.Y. 1991).

○ 通信品位法の免責規定は、プロバイダが名誉毀損情報等の存在を 知っていても適用されるとする考え方が有力である

Zeran v. America Online

- BBS上の名誉毀損の書き込みついてAOLに削除を要求したところ、 AOLが削除を不当に遅らせたことなどによって被害を受けたとして提訴
- 「プロバイダに会員のコンテンツに対する不法行為責任を課せば、 表現の自由に対する萎縮効果につながる。プロバイダに責任を課 せば、プロバイダは書き込まれるメッセージの数と種類を厳しく制 限することになる」
- ・通信品位法230条の規定は、自社のシステム上で第三者が発信 した名誉棄損情報についてプロバイダがその存在を知っていても 適用になる
- Zeran v. America Online, 129 F.3d 327(4th Cir. 1997). (参考)
 - Varrett v. Rosentahall, 9 Cal. Rptr. 3d 142 (Ct. App. 2004).
 - Varrett v. Rosentahall, 146 P.3d 510 (Cal. 2006).
 - Blumethal v.Drudge, 992 F.Supp. 44 (D.D.C. 1998).
 - Barnes v. Yahoo!, Inc., 129 F.3d 327 (4th Cir. 1997).

2-3. 検索サービスに関する係争例

○ 通信品位法の免責規定は、検索サービス提供事業者にも適用されている

Parker v. Google, Inc. Mmubango v. Google, Inc. • Usenetの過去ログに含まれる名誉毀 • 匿名の第三者による名誉毀損発言が検 損表現等が検索結果に表示されること 索結果に表示されることについて、検索 に対して、名誉毀損、プライバシー侵害 エンジンからの削除を繰り返し求めたが、 であるとして損害賠償等を求めて提訴 受け入れられなかった事に対して、損害 • 「検索サービスの提供者であるグーグ 賠償等を求めて提訴 ルは、通信品位法230条における双方 「グーグルは、第三者の発言を公表する 向コンピュータサービスのプロバイダで ことについての「決定」を行った場合でも、 あり、免責規定の適用を受ける」 州法上の名誉毀損責任を負わない。同 様に、一度公表した第三者の発言の削 除を行わないことでも責任を負わない」

- Parker v. Google, Inc., 422 F. Supp. 2d 492 (2006).
- Mmubango v. Google, Inc., 57 Comm. Reg. (P & F) 1036 (E.D. Pa. Feb. 22, 2013). (参考)
- Langdon v. Google, Inc., 474 F. Supp. 2d 622 (D. Del. 2007).
- Nieman v. Versuslaw, 2012 U.S. Dist. LEXIS 109069 (C.D. Ill. Aug. 3, 2012)
- O Supplementmarket.com, Inc. v. Google, 17 Pa. D. & C. 5th 321 (Pa. Com. Pl. July 26, 2010).

(参考)デジタルミレニアム著作権法(DMCA)の責任制限規定

○ 1998年に国際的協調やデジタル・ネットワークへの対応を目的として 成立したデジタルミレニアム著作権法は、著作権保護の技術的手段 の保護やプロバイダの責任について定めている

サービスの態様	媒介者責任の免責要件
(a) 通過的デジタル・ネットワーク通	・直接の関与がないこと(他者の指示・自動的技
信:送信・転送・接続の提供・中間的	術)
<u>かつ一時的な蓄積</u>	
(b) システムキャッシング:キャッシン	・内容に改変がなく標準的なキャッシングのプロト
<u> グのための中間的かつ一時的蓄積</u>	コルに従っていること
(c) 利用者の指示によりシステム又は	・侵害に関する善意・無過失、認知した場合の削
ネットワークに存在する情報:利用者	除等
の指示による情報の蓄積	・侵害行為をコントロールできる権利・能力→財政
	的な利益を受けていないこと
	・侵害の通知がある場合には速やかに削除又は
	アクセス不能とすること
(d) 情報探知ツール:情報探知ツール	・侵害に関する善意・無過失、認知した場合の削
による参照等	除等
	・侵害行為をコントロールできる権利・能力→財政
	的な利益を受けていないこと
	・侵害の通知がある場合には速やかに削除又は
	アクセス不能とすること

出典:小向太郎『情報法入門(第3版)デジタル・ネットワークの法律』NTT出版(2015)140頁

O Digital Millennium Copyright Act of 1998, 17 U.S.C. § 512.

3. 制度の比較

3-1. EU電子商取引指令の責任制限

- 2000年のEU電子商取引指令では、電子商取引を行う際の基本的な ルールを定めるとともに、各種プロバイダの責任に関する規定をお いている
- フランス「デジタル経済における信頼のための2004年6月21日法律 第575号」やドイツ「テレメディア法(2007年)」にも、これを具体化した 規定が置かれている

	EU	(参考)英国
法律	電子商取引指令	名誉毀損法(1996年)
「ホスティン グ・プロバイ ダ 」の責任制 限	ず、損害賠償請求に関しては、違 法な行為や情報を明らかに示す 事実や状況を知らないとき(14条 1項(a))」 「上記を認識した場合には、遅滞	「通信システムへのアクセス提供や運営を行う事業者は、そのシステムによって伝送や公開がされる情報について、当該情報の伝送・公開した者に対する有効な管理を行っていない限り、作成者、編集者、または公表者とはみなされない(1条3項(e)」

Directive 2000/31/EC of the European Parliament and of the Council of 8 June 2000 on certain legal aspects of information society services, in particular electronic commerce, in the Internal Market.

- 欧州司法裁判所は2010年に、電子商取引指令における「ホスティング・プロバイダ(ユーザから提供された情報を記録するサービスのプロバイダ)」として責任制限を受けるのは、積極的な関与を行っていない場合に限られるという考え方を示している
- ○しかし、いわゆる「忘れられる権利」判決では責任制限規定について の言及はない

Google v. Louis Vuitton Malletier

「インターネット上の検索サービスの提 供者に関して電子商取引指令第14条 が適用されるのは、サービス提供者が 記録されたデータに関する認識または コントロールを委ねられるような積極的 な役割を果たしていない場合だと理解 すべきである。そのような役割を果たし ていない場合に、広告主の要請で記 録保存したデータについて責任を負う のは、これらのデータや広告主の行為 の違法性について認識したにも関わら ず、当該データを迅速に削除またはア クセス不能にしなかった場合のみであ る」

Google v. Mario Costeja González

「検索エンジンの活動とは、第三者に よってインターネット上に公表または蔵 置された情報を、探し出し、自動的にイ ンデックス化して一時的に保存した上 で、それぞれのインターネット利用者が 自分に適した優先順序で入手できるよ うにすることである。その情報が個人 データを含む場合にはEU個人データ 保護指令2条(b)項のいう「個人データ 処理」に当たると考えられ、さらに、当 該検索サービス事業者は、この処理に 関して2条(d)項のいう「管理者」とみな されるべきである」

3-3. 情報の消去と責任制限(まとめ)

- 米国においては、検索サービスの提供事業者が通信品位法が定める免責規定の対象となると考えられており、名誉毀損・プライバシー侵害等に関しては、提供事業者が認識していても免責される傾向にある
- EUにおける個人データ保護指令(データ管理者等の義務)とプロバイダの責任制限の関係は必ずしも明確になっていないが、検索サービスの提供事業者が「ホスティング・プロバイダ」に該当するとしても、免責されるのは「認識なき場合」に限定される

責任	効果	責任制限
不法行為責任	損害賠償 差止請求	免責要件 救済手段
データ管理者の義 務	削除義務 訂正義務	*

※ 義務内容に積極的管理や常時監視が求められておらず、免 責要件が「認識なき場合」等に限定されている場合には、基 本的に免責の有無は問題とならない